

シンポジウムⅡ「身体・教育・性」 企画の趣旨

松宮智生 (清和大学)

キーワード：ジェンダー／セクシュアリティ教育、男女共修（習）、セクシュアル・マイノリティ

これまで学校における教育現場では、性別に基づく名簿の作成、席順の決定、音楽のパート分けなどが行われてきた。ことに身体活動である体育・スポーツにおいては、性別に基づく種目分け、体操着の着用、部活の選択など、顕著な形で性別二元制が再構築されてきた。また、井谷 (2010) が指摘するように、体育授業において経験する種目にも性別による差が見られ、特に武道・ダンスはそれぞれ男子の種目、女子の種目と見なされてきた。1989 (平成元) 年以降、ダンスと武道の選択履修が可能になってからも、男子が武道、女子がダンスを履修する状態は変わらなかった。

2012年になって武道・ダンスの必修化が完全実施され、ようやく性別を問わず武道・ダンスを履修するようになった。このことによる授業実施上の課題は多くあるものの、「男子=武道、女子=ダンス」というイメージを取り払うことで、武道・ダンスにとどまらない体育における共修・共習の新たな可能性を探ってみたい。そもそも、「男女共修（習）・別修（習）」の語は、性別二元制を前提に使われる語であるが、武道・ダンスの必修化を契機に、わが国の体育・スポーツの世界に存在するジェンダー／セクシュアリティの構造を見直す新たな機会となるかもしれない。

さて、一方、国内外において、身体の性別や性自認、性的指向が典型的な男性・女性ではない人たち、いわゆるセクシュアル・マイノリティの存在が徐々に可視化され、当事者の権利擁護に向けた立法・政策、あるいは民間での取り組みが始まっている。

他方、スポーツ（特に競技スポーツ）の世界では、当然の前提であるかのように、市民社会における諸制度よりも厳格な性別二元制を採用してきた。競技上の公平性を担保するため、様々な方法で性別確認検査が行われ、基準に適合しない女性が競技から排除され、あるいは、男性から女性に性別適合を行ったトランスジェンダー競技者が競技参加を制限されるなどしてきた。

それでも近年、LGBT アスリートのカミングアウトが増え、当事者の存在がより可視化されてきた。また制度面をみても、性別確認検査が停止され、トランスジェンダーアスリートの競技参加資格のための条件も緩和されてきている。オリンピック憲章においてもセ

クシュアル・マイノリティへの差別に対して厳しい姿勢を打ち出すなど、スポーツの世界においても、マイノリティの権利擁護が徐々に進められている。

では、わが国の体育・スポーツ、そして教育の現場における課題に目を転じてみると、2015年から2016年にかけて、文部科学省がセクシュアル・マイノリティの児童・生徒に対して必要な支援を求める通知やマニュアルを発し、学校生活におけるマイノリティ児童・生徒への配慮の必要性を打ち出している。また、先ごろ (2017年3月) 告示された「次期学習指導要領について」を見ると、自分と異なる言語や文化、宗教、価値観などを有する他者と協働し、共生できるような新たな社会づくりを教育によって進めていくという側面が強調されている。しかし他方で、現在進められている教育改革の構造と次期指導要領を照らしてみると、支配的なアイデンティティの再構築が進められている可能性が見えなくもない。これらの動向をジェンダー／セクシュアリティの視点から検証し、協働、共生の意味を捉えなおす必要があるであろう。

さて、本シンポジウムにおいて取り上げる、体育における「男女共修（習）」とスポーツにおける「セクシュアル・マイノリティ」とは、それぞれが非常に大きなテーマであり、これまで個別に議論されてきた課題でもある。しかし、体育・スポーツにおけるジェンダー課題には、性別二元の枠組みにおいて生じてきた課題と、性別二元それ自体の是非を問うべき課題とがある。今回、本シンポジウムにおいてこれらの課題を併行して、また包括的に議論することによって、それぞれが縦糸と横糸となって、スポーツとジェンダーという学問領域の新たなテクスタイルを織り上げていく端緒となれば幸いである。

本シンポジウムのテーマは、非常に広い射程と底知れぬ深さをもつが、本学会においてこそ議論されるべき、根源的かつ新しいテーマでもある。本シンポジウムにおける議論を通じて、体育・スポーツに携わる人たちが自らのアイデンティティに肯定的に向かい合えるようなスポーツ環境の構築に資する議論が展開されることを期待している。

文献：井谷恵子 (2010) 教育とジェンダー。日本スポーツとジェンダー学会編。スポーツ・ジェンダーデータブック 2010 (第5章)

学校・教室におけるジェンダー／セクシュアリティの政治と対抗戦略 —身体・スポーツの可能性と課題—

山田 綾 (四天王寺大学)

キーワード：性的アイデンティティ、身体、パフォーマンスィビティ、ポリティクス、スタンダード化

1. 性的アイデンティティ構築の場としての学校

学校は、「性的身体」であることを禁じつつ、子どもをジェンダー化された存在として学校化＝均質化する。

近代以降、多くの社会で性的アイデンティティは、公式には異性愛の正当化を前提に、男女のカテゴリーで成り立つものとされてきた。公的教育機関として「健全な国民形成」を期待された学校では、国民の性別は自然なものとして前提されるため、性別が過剰に表出され(制服など)、活用されてきた。他方で、性あるいはセクシュアリティは「私的な」ものとされ、子どもには「不適切なもの」として封じられてきた。

つまり、異性愛主義と性別二元制の「健全なセクシュアリティ」は、アイデンティティ形成の場としての学校の、問うことを禁じられた前提であった。20世紀後半によく「健全な」セクシュアリティが問われ、子どもたちの生きづらさが問題化されるようになった。

2. 学校・教室の今日的状況と教育課程改革

2000年以降の学校状況を語る際に、グローバル化の二つの側面をみる必要がある。一つは全国学力調査にみられる学力向上政策とスタンダード化の進行である。

子どものみならず、教師・学校も成果と説明責任を求められ、授業の画一化や教室の均質化の力が強まった。スタンダード化により均質・同一化が強まると、前提と異なる表現や行為は規律を乱すやっかいなもの、逸脱、反抗とみなされ取り締まりの対象となる。多様な声は聞き取られず、黙殺され沈黙を強いられる。

他方で、多様性の尊重と共生が求められている。「第4次男女共同参画基本法」(2015年)には、第3次に続き「性的指向や性同一性障害」への対応が示された。文科省も「性同一性障害の子どもへの配慮」について通知し、パンフレットを作成したが、「健全な」セクシュアリティを前提とした配慮ともいえる。小・中学校学習指導要領(2017.3)には、インクルーシブ教育の視点から「特別な配慮を必要とする児童への指導」が記載され、「障害」や「帰国子女」、「不登校」への対応が示されたが、「LGBT」の記載はない。学校・教室で周辺化された声をどのように聞き取るかが問題になる。

なぜなら、差異の主張は、「健全な」セクシュアリティを暗黙の中心軸として形成されるべきナショナル・アイデンティティを揺るがしかねないがゆえに、言挙

げされた差異を再び秩序の中に回収しようとする「公的」力が発動されることになるからである。

次期学習指導要領は、「知識基盤社会」に対応する戦後最大の教育改革の中にあるとされる。改革は、1980年代の臨教審で示された「新自由主義」と「国家主義」を両輪とする枠組みを踏襲したものだが、一部の「グローバル人材」に必要な「資質・能力」が具体化され、「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」といういわば人格形成に踏み込むものである。

学校や地域・家庭を巻き込んだ丸ごとの動員体制により、隷属的従属としての主体化がもくろまれるなかで、「健全な」セクシュアリティがどのように描かれていくのかを注視していく必要がある。

3. 身体・保健体育・スポーツの可能性と課題

ジェンダー／セクシュアリティの言説は、学校の公式／非公式のカリキュラムに、そして教室で展開される教師と子どもたちの「支配と抵抗のダイナミクス」のなかにある(エプSTEINとジョンソン)。学校・教室は、均質・同一化を求める支配の場であると同時に、異性愛と二項区分の「健全な」セクシュアリティへの対抗の場でもある。性的アイデンティティが、パフォーマンスィビティ(遂行性)の結果であり、相互作用の中で構築されると考えるなら(パトラー)、身体の差異を顕在化する保健体育の授業やスポーツは、せめぎ合いの場となる。それゆえ、主体の同一性に回収されない多様なアイデンティティ、多様な主体形成を企て、同時に自己とは異なる他者へと関係付けられる場を創り出すことが可能ではないだろうか。具体事例を交えながら、その可能性と課題について検討したい。

参考文献

- ・子安潤・山田綾他・山本敏郎編『学校と教室のポリティクス—新民主主義教育論—』フォーラム・A, 2004
- ・浅井春夫・子安潤・鶴田敦子・山田綾・吉田和子『ジェンダー／セクシュアリティの教育を創る—バッシングを超える知の経験—』明石書店, 2006
- ・山田綾「スウェーデンの学校における性的指向性を理由とした差別と偏見に対する取り組み—EUのコミュニティ主導プログラム“EQUAL”のプロジェクト“Under Ytan”(水面下)を中心に」愛知教育大学家政教育講座研究紀要第37号, 2006

武道・ダンスの男女必修化にともなう現状と課題

ダンス授業の実態調査から

中村恭子 (順天堂大学)

キーワード：中学校ダンス男女必修化, ダンス授業計画, 教員の指導経験, ダンスに対する性差意識

1. はじめに：体育における武道・ダンス

中学校の体育では、明治初期の学制発布以来100年以上の間、武道は男子の、ダンスは女子の種目として扱われてきた。当時、男子には兵士育成のための体力増強の運動、女子には良妻賢母としての情緒的・審美的運動が求められていたという。武道・ダンスは体育におけるジェンダーの象徴のような種目であった。

1970年代に入ると男女平等の理念が広がり、日本でも1986年に「男女雇用機会均等法」が改正、1999年に「男女共同参画社会基本法」が制定された。これを受け、武道・ダンスは1989年の学習指導要領改訂で男女共修・選択制となり、2008年に中学1・2年生での男女必修化が告知され、2012年には完全実施となった。

この男女必修化にともなうダンスについての種々の調査結果から、ジェンダーに関する事項を報告したい。

2. 中学校のダンス授業計画の変容と男女差

公立中学校の保健体育科教員を対象に、ダンス授業計画と教員の意識を継続的に調査した。その結果、ダンス授業計画率は、東京都では必修化告知前の2007年度に女子85%、男子10%程度だったものが、2012年度までに徐々に増加して女子99.6%、男子97.6%となっていた。ただし、1・2年生必修実施率は、青森県・山形県・徳島県のような地方では男女ともほぼ100%であったが、東京都・大阪府・千葉県のような都市部では男子の計画率が有意に低かった。ダンス授業のクラス編成を見ると、都市部では共習クラスが30~40%に対し男女別習クラスが60~70%計画されていたが、地方では共習クラスが60~80%を占めていた。また、年間配当時数は女子8.6時間、男子7.7時間、クラス編成別では女子クラス8.8時間、共習クラス8.1時間、男子クラス7.4時間の順で有意な差が認められた。

男子の授業計画増加にともない、従前は専ら女性教員が担当していたダンスを男性教員が担当する割合が急増した。クラス編成別の担当教員は都市部も地方も女子クラスは女性教員が80%前後、男子クラスは男性教員が60~70%程度と、別習クラスはそれぞれ同性の教員が担当することが多かった。一方、共習クラスは都市部では担当教員に男女差はなかったが、地方では男性教員が80%を占めていた。これらは、都市部では

体育教員のうち1人は女性教員であるのに対し、地方は学校規模が小さく、女性教員が1人もいない学校が半数以上あることに関連していると考えられる。また、都市部の男子の授業計画や配当時数の少なさは男性教員の担当者が多いことと関係があると推察される。

3. 教員のダンス指導経験とダンスに対する意識

ダンス指導経験年数と年齢の関係を見ると、女性教員は教職に就くと同時にダンスを指導している者が多く、非常に強い正の相関関係が認められた。一方、男性教員は年齢にかかわらず全く指導しない者が多く、ごく弱い相関関係が認められただけであった。

ダンスの実施が進むにつれて必修化に対する肯定評価は年々増加していたが、女性教員73.3%に対し男性教員は63.6%で、有意に女性教員の方が多かった。男性教員の否定理由は「ダンスを指導できる教員が少ない」が女性教員より有意に多かった。否定理由が教師の都合によるものが多いということが注目される。

このように男性教員は指導経験が少なく、指導に自信がないにもかかわらず、ダンスの指導法研修の実施状況は女性教員より有意に少なかった。

4. 生徒のダンス経験とダンスに対する性差意識

ダンスに対する5件法イメージ調査の結果、大学1年生では「女性的な」が年々減少し、「男らしい」は年々増加して、いずれも3点前後と性差意識はほとんどなくなっていた。また、中学1年生は大学生と比較して、ダンスは女性的で男らしくないとのイメージをもっていた。しかし、男女共習の創作ダンスの授業履修後には「女性的な」が減り、「男らしい」が増えて性差意識が減っていた。このことから、学習経験によりダンスに性差はないとの認識が高まることがわかった。

以上から、ダンス授業におけるジェンダーの問題は生徒の側にあるのではなく、多くは学校や教師、親や社会に刷り込まれた性差意識の問題といえる。

5. 武道・ダンスにおけるジェンダーの課題

100年以上にわたる「男子は武道、女子はダンス」というイメージを払拭し、男女ともに学ぶべき運動であるとの理解を広めるために、教員の研修機会を増やすなどして性差意識を取り除くことが肝要と考える。

注) 共修：男女とも履修、共習：男女一緒に学習すること

セクシュアル・マイノリティが体育・スポーツ領域で抱える困難

藤山 新(首都大学東京ダイバーシティ推進室)

キーワード: セクシュアル・マイノリティ, 保健体育, 教育, スポーツ経験

2002年の教科書検定において、高校家庭科の教科書に初めてセクシュアル・マイノリティに関する記述が掲載された。2016年の検定では、同じく高校家庭科の教科書4点において、初めてセクシュアル・マイノリティ全般を意味する「LGBT」の語が用いられ、2017年の検定においては家庭科以外にも高校の政治・経済、世界史、倫理、英語の教科書5点でセクシュアル・マイノリティに関する記述が掲載された。主流の文化・規範を教える場である学校の教科書においてこうした言及がなされるようになったことは、セクシュアル・マイノリティに対する社会の認識が変化してきたことをうかがわせる。

しかし、保健体育の分野にはこうした動きはまだ波及しておらず、性別二元論と異性愛主義を絶対的なパラダイムとして、「思春期になると異性に関心を持つことが当然」というスタンスでの教育がなされている。学習指導要領においてもセクシュアル・マイノリティに関する記載はなく、先ごろ行われた学習指導要領の改訂の際にも、セクシュアル・マイノリティに関する記述を追加することには社会的な理解が得られないとして、見送られることとなった。

その一方で、文部科学省が2013年に全国の国公立の小学校・中学校・高校・特別支援学校を対象として実施した調査では、セクシュアル・マイノリティの当事者が在籍していることを学校が把握している事例が606件あることが判明した。これを受けて2015年に発出された通知文や、それに引き続く形で2016年に公表されたセクシュアル・マイノリティ当事者への対応マニュアルにおいては、学校生活に必要な支援について明記されており、中でも体育または保健体育の授業に関連した支援について、複数の項目が記載されている。こうしたことから、国としてもセクシュアル・マイノリティの児童・生徒の存在は認識しており、学校生活全般での支援や配慮の必要性を認めているということができよう。

では、当事者は学校の体育や運動部などの活動、さらにはスポーツといった場面で、どういった困難を感じているのだろうか。たとえば、学校教育における体育やスポーツ系の部活において、セクシュアル・マイ

ノリティの経験についての定量調査をおこなった風間ほか(2011)においては、当事者が同性愛に関する不快な発言や異性愛を正常とする雰囲気、ジェンダー役割の強制を感じ取っていることや、授業などにおけるグループ構成や更衣室、服装などの男女を分ける教育実践に抵抗感があることなどが明らかにされている。また、遠藤(2011)をはじめとして、多くの当事者から体育の授業に際しての着替えや水泳の際の水着が苦痛であったことが指摘されている。

その一方で、日本スポーツとジェンダー学会第10回記念大会のラウンドテーブルセッションにおいて行われた、体育や学校教育とセクシュアル・マイノリティに関する議論においては、当事者アスリートである杉山文野氏より、体育やスポーツが性を意識することなく自己解放を行う場としてはたらくこともあることが指摘されており、体育やスポーツが当事者にとって肯定的な場となり得る可能性を示唆している。

これら、学校の体育や部活動の場で当事者が直面する困難に対して必要な支援や配慮については、藤原(2016)が端的にまとめている。そこで藤原が指摘するように、特に体育の教師がセクシュアル・マイノリティについて理解し、自らのジェンダー観やセクシュアリティに関する考えに自省的であることが必要なことは確かである。しかし、現場の教員にはセクシュアル・マイノリティ以外にも向き合うべき課題が多く、重要性を理解しながら手が回らないという状況があることも推測される。そうした状況の中で、どうすれば理解が深まるのか、体育や部活動、さらには学校以外のスポーツの場において、誰もが安心・安全に運動に取り組むことができる環境を作ることができるのか。当日はこうした視点からディスカッションを行いたい。

【文献】

- 遠藤まめた(2011) [エッセイ] 性同一性障害と体育の時間. 体育科教育 2011.11:49.
 風間孝ほか(2011) 性的マイノリティのスポーツ参加—学校におけるスポーツ経験についての調査から—。スポーツとジェンダー研究 9:42-52.
 藤原直子(2016) LGBTの子どもたちに必要な体育・部活動での配慮. 体育科教育 2016.8:24-27.